

高知県スポーツ推進交付金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県スポーツ推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第2項及び第18条の規定に基づき、高知県スポーツ推進交付金の交付に係る審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の手順)

- 第2条 審査は、交付要綱別記第1号様式及び添付された参考資料に基づき行うものとする。
- 2 事業の評価に当たっては、記載内容の確認等のため、あらかじめ、審査会の審査員に対し、事業説明及び質疑応答を行うものとする。
 - 3 事業の評価は、評価項目ごとに、1点から4点までの4段階評価によるものとする。

(審査員)

第3条 審査会の審査員は、高知県スポーツ推進交付金審査会設置要領で定める。

(審査員の評価)

第4条 審査の採択基準及び判断基準は、別表第1によるものとし、審査員は、別表第2の評価表により、採択申請のあった事業ごとに評価を行うものとする。

(審査会の総合評価)

第5条 総合評価は、別表第3の評価集計表を基に、審査員の合議により行う。

(審査員による審査結果の通知)

第6条 審査会の委員長は、審査会終了後速やかに、審査の結果を別紙様式により知事に提出するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年3月12日から施行する。

別表第1

審査の採択基準及び判断基準

採択基準	判断基準
事業計画が適切なものであること	全ての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
事業実施体制が整っていること	
適切な事業計画となっていること	
交付金の目的達成のための要件を満たしていること	
交付金算定事業としての内容が適切なものであること	

別紙様式

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県スポーツ推進交付金外部審査会委員長

高知県スポーツ推進交付金審査会の審査結果について

令和 年 月 日に審査を行いました事業について、別紙のとおり審査結果をとりまとめましたので、高知県スポーツ推進交付金審査要領第6条の規定に基づき提出します。